

民商だより

付録 全国商工新聞
2021/3/29 発行
全国商工団体連合会発行
第3452号

川越・東松山民主商工会 2021年3月24日 NO.11

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

緊急事態宣言解除 飲食店には4万円の協力金追加 飲食店協力金・一時支援金の対象にならない業者の厳しい状況も

3/21に緊急事態宣言が解除されましたが、22日からは、「段階的緩和措置等」が取られ、飲食店やイベント等に対し協力要請が行われました。

飲食店には今までより1時間延長した形で、3/31までの期間で20時までの酒の提供、21時までに関店又は休業に協力した飲食店に対して、1日4万円の協力金が申請できます。

東京都では「コロナ対策リーダー」制度導入も、埼玉県内飲食店の申請は今まで通り

報道されている東京都での「コロナ対策リーダー」制度は、埼玉県内の店舗では必要ありません。申請方法は今まで通り変わりありません。東京都に店舗を構える事業主は登録が必要となります。

埼玉県でも時短要請に依っていない飲食店に対し、新型コロナ改正特措法に基づく協力文書が送付されています。大野知事は処罰について明言していませんが、要請に応じない場合、20万円以下の罰金が科される可能性があります。

一時支援金の申請者、「登録確認機関」への予約始まる

協力金の対象となる飲食店の関連業者、一般消費者相手の事業者など、自粛要請に伴い2021年の1～3月の1カ月の売上が50%減少した事業者を対象の「一時支援金」の申請が始まり、会員さんの中でも登録機関への確認が始まりました。

民商の会員さんは、税理士法人第一経営で無料認定が行えます。事前に予約票が必要ですので、民商事務所までご連絡ください。

認定登録をしている税理士事務所、行政書士、商工会・商工会議所、融資を受けている銀行でも認定が行えます。融資先金融機関に関しては、HPに掲載されていなくても本社所在地で登録されている場合、認定を受けられるとのことです。

協力金も一時金も対象外 売上減少も支援なし 国に持続化給付金の再支給を求めよう

先日、製造業のHさんは一時支援金の申請で民商事務所へ相談。機械メーカーや問屋の下請で仕事をしているため、支援金対象の可能性が低くなっています。今付き合っている会社の一覧を用意してもらい、それぞれの会社が一般消費者相手に取引をしているか確認をしていく予定です。

Hさんは、「飲食店が厳しいのはわかるが、下請製造業も厳しさは同じ。仕事によって支援を仕分けされるのは到底納得がいかない」と憤ります。他の会員からも、持続化給付金の再支給の声が高まっています。

一時支援金に対しては、支給対象者要件が複雑でわかりにくいとの声が多く上がっています。支給金額も最大で法人60万円、個人事業主30万円となっていますが、売上の少ないフリーランスなどは上限に達しない方も多くみられます。

持続化給付金の再支給を国に求め、商売継続への運動を前進させましょう。

一時支援金の申請の流れ

認定機関での登録確認について、税理士法人第一経営さんとの提携が始まりました。会員さんは無料で登録確認が行えます。事前に、一時金仮IDの発行と、第一経営さんへの予約が必要となります。

【事前確認までの流れ】

- ①一時支援金HPで、メールアドレス・電話番号等を申請し、【申請ID】を取得。パソコン・スマホがない等の場合、民商でサポートします。
- ②第一経営さんへ「依頼・予約申請書」をFAXにて送付。川越、熊谷、大宮等に事務所があります。来社して面談か、Zoomオンライン面談のどちらかを選択できます。
- ③予約した日時に面談。その時に持参する書類として以下の書類を持参します。

- (1) 申請者の運転免許証など本人確認書類
- (2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書
- (3) 当日の面談者が申請者と異なる場合は委任状
- (4) 2019年、2020年分の確定申告書
- (5) 2019、2020、2021年（申請月まで）の帳簿書類
民商の自主計算書でも可。取引の請求書、領収書も必要
- (6) 2019年1月からの事業の取引がわかる通帳



④「事前確認通知番号」をもらったら、HPにて申請。（①の時にも、途中まで申請作成が出来ます。）申請には以下の書類が必要です。

- 【個人事業主】①本人確認書類 ②2019、2020の確定申告書（税務署の印が無い方は納税証明書も） ③白色申告で売上の記載の無い方は比較する年の収支内訳書 ④青色申告の方は、2019、2020の青色申告決算書

- 【法人】①履歴事項全部証明書 ②2019年1～3月、2020年1～3月が含まれるすべての決算書 ③全ての年度の法人事業概況説明書

【共通に必要なもの】

- ①振り込んでもらうための通帳
- ②2021年の売上50%減になった月までの売上金額のわかるもの（3月が50%減ならば1～3月の売上）
- ③会社との取引で申請する方は、2019年、2020年、2021年の1～3月で取引を行った取引先の詳細（住所・名前・電話番号）がわかる書類。

※主たる収入を雑所得・給与所得で申告している個人事業主は必要書類が異なります。

【申請対象になるかわからない方へ】

取引先の一覧を記載して民商に相談ください。一緒に確認しながら、対象になるかを探っていきましょう。

持続化補助金(6月)、事業再構築補助金(3月)獲得へ、事業計画書を一緒に作成中

店舗の改修工事、宣伝広告費用、事業転換への設備投資費・人件費などの補助を受けられる各種補助金の相談が増えています。

融資にも使える事業計画書。民商と一緒に作成し、商売継続の補助金に挑戦しよう。

3・4月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日

4/1、15、川越事務所。8、22、東松山セカ-（新郷）事前予約制です

4/15（木）確定申告・消費税等申告納付期限

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いしています。